

平成 25 年 10 月 16 日

武雄市教育委員長 諸石洋之助 様
武雄市長 樋渡 啓祐 様

図書館友の会全国連絡会
代表 福富洋一郎

『武雄市図書館の民間会社による管理・運営に 関する声明書』に対する回答について』への見解

当会が提出した「武雄市図書館の民間会社による管理・運営に関する声明書」（平成 25 年 7 月 7 日付、以下「声明書」と記す）に対し、武雄市教育委員長及び武雄市長連名による『武雄市図書館の民間会社による管理・運営に関する声明書』に対する回答について」（平成 25 年 7 月 29 日付、以下「回答」と記す）をいただきました。まずは「回答」をいただいたことに感謝申し上げます。市民と行政との真摯な意見交換を通じ、これからもお互いの信頼感が醸成されることを期待しています。

当会会員は、武雄市図書館を何度も訪問していますが、「回答」6 項のお誘いに応じ、全国図書館大会・福岡大会の開催に合わせて、11 月 23 日に武雄市図書館の訪問を予定しておりますので、その機会に、直接意見交換をさせていただければ幸甚です。

この度の「回答」は、図書館友の会全国連絡会（以下図友連と記す）の「声明書」の 6 項目の指摘に対し、さまざまな例証をあげ詳細に論じておられます。私たちは、これらの主張を丁寧に読ませていただきましたが、「声明書」で指摘した問題点・課題が払拭されませんでした。そればかりか、もっと大きな疑念を持つに至りましたので、「見解」として表明させていただきます。「回答」が述べる個々の論点については、真偽を判別するには時期尚早と考え、全体的に捉え、以下主要な 3 点に絞って申し上げます。

1. 市長が独断で CCC を指定管理者にしたことについて

図友連の「武雄市長の独断で 1 社を（指定管理者に）指名した」（「声明書」1 項）との指摘に対し、「回答」はそのことは直接否定せずに、次のように述べています。

「ご承知のとおり、あくまでも市長は議会に対して提案権しかなく、正当な手続きによって議会で議決をいただいているものです。『市長が独断で 1 社を指名した』という貴会の主張は、昨年 7 月 5 日に指定管理業者の選定に関する正当な手続きを経て、さらに昨年 7 月 18 日の臨時議会において、『365 日開館を含む新しい図書館構想を実現してくれる業者は、カルチュア・コンビエンス・クラブ（CCC）しかない』という選定理由が認められ、議決されたことに相反するものです。」（「回答」1 項）

これは議会に責任を転嫁した回答ではないでしょうか。私たちは、市長がCCC1社を独断で指定管理者として選定して、それを議会に提案したことを問題にしているのです。実際に、武雄市長は昨年5月4日、議会の承認を得る前にCCCとの間で「基本合意書」なる契約を交わし、その内容を記者発表しました。「回答」はこの事実を次のように認めています。

「昨年、5月4日は、その『新しい図書館構想』を市とCCCが共同発表したもので、それを受けて、貴会も認めていただいているとおり、議会や市民の皆様にも「新しい図書館構想について」の説明をし、ご理解をいただいた上で行政として正規の手続きを取りながら実現してまいりました。」（「回答」1項）

議会が議決しなければ無効となってしまう契約（指定管理者との「基本合意書」）を市長が独断で締結し、その内容を記者発表した市長の行為を、私たちは自治体のあり方として問題であると指摘しました。それに対して「回答」は次のように述べています。

武雄市は、自治体として「新しい図書館構想」というビジョンを明示し、その構想に対する住民の方々のご意見を市民アンケート（昨年8月末1,200人に実施）でもお聞きし、約7割の方々が「新構想に期待する」という意向を受けて、正式に議会で十分に議論していただいた上で議決後、必要な手続を進めてきております。（「回答」1項）

この「回答」は明らかに矛盾しています。先に引用したように、「回答」では7月18日の臨時議会において「新しい図書館構想」を実現するのはCCCしかないとして議決された、と説明されました。ということは8月末のアンケート調査は、時期からみて市長の決断はもとより議会の追認には反映されていません。この間の経過は次のようになります。

- ・ 5月4日 市長とCCCとの「基本合意書」の締結
- ・ 7月18日 臨時議会でCCCを指定管理者にすることを議決
- ・ 8月末 「武雄市の新しい図書館構想」ビジョンの市民アンケート
- ・ 9月 定例議会で、TSUTAYA・スターバックスの店舗を入れるために4億5千万円の図書館改修等の予算を可決

市長はCCCと「基本合意書」を独断で締結したことにより、議会の追認や市民説明の義務をCCCに対して負わされたのではないのでしょうか。市民や議会への説明より先に、市長が独断でCCCを指定管理者に選定した今回のやりかた方は、本来の地方自治のあり

方とは言えない、というのが私たちの指摘でした。（「声明書」1項）残念ながら「回答」の説明では納得できませんでした。さらなる説明をお願いいたします。

2. 新武雄図書館のサービス向上について

私たちは、指定管理制度を導入した公立図書館ではサービスの向上もある一方で、後退したサービスもあり、その両方が混在すると見えています。「回答」は、今年4月のリニューアル開館後、図書館サービスが向上したこと、地域が活性化したことなど成果を上げていると強調されています。新武雄市図書館は「代官山蔦屋書店のコンセプト及びノウハウを導入」（「基本合意書」）したものです。代官山蔦屋書店の中身は、蔦屋書店、TSUTAYAレンタル店、CCC経営のスターバックスです。これらを経営するCCCは民間企業ですので、当然ながらCCCの利潤追求が最優先されています。

実際に新武雄市図書館では、従来の公共図書館部分はメインの利用者動線から外れた場所に追われ、入口付近の最も良い場所は、蔦屋書店、TSUTAYAレンタル店、スターバックスのCCC商業施設スペースに占められてしまいました。この商業施設に対し、これは今までの図書館にないすばらしいものとマスコミが伝えています。例えば確かに1階フロアからは2階キャットウォークの高層巨大書架が吹き抜けを通して目に入り、ビューポイントになっています。

しかし、私たちの評価は異なります。この高層巨大書架の上部に配架された書籍は、手を伸ばしても届きません。大きな脚立が用意され、スタッフを呼ぶことになっているものの、実際には利用しにくく、危険な思いをしなければ本を手にとることができない状態になっているとの声を聞きます。特に子どもやお年寄りにとっては大変使いづらいものになってしまったと考えます。地震時における利用者の安全管理問題も指摘されています。

私たちは、CCCが経営する商業施設を優先させて、公共図書館本体はそれに付属する施設になったと見えています。もともとCCCの書店・レンタル店と公立図書館本体とは、競合関係にあります。図書館が多くの新刊書や雑誌、DVD・CDをそろえれば、CCCの商業施設の売り上げが減ります。「貸出も可能な雑誌資料の所蔵タイトル数を大幅に減らし、図書館内に設置した書店での販売を促進しています」（「声明書」3項）という私たちの問題提起に対して、「回答」は次のように述べています。

「これまで100種類程度しかなかった雑誌の種類をCCCの雑誌コーナー（マガジンストリート）に600種類の雑誌を揃え、販売の本といえども自由に立ち読みができ、コーヒーを飲みながらでも座り読みができる新しいサービスとして提供しました。」（「回答」3項）

このように蔦屋書店の販売用の本や雑誌を読むことと、スターバックスの利用を併せて勧められています。私たちが心配しているのは、貸出可能な図書館の雑誌資料の所蔵タイトル数を大幅に減らしてしまったことは、行政がCCCという民間企業の雑誌販売営業を結果的に支援する状況になっていることです。また「回答」では、サービスが向上した事例のみ説明し「高齢者や子供を持つ親たちが利用を躊躇する状況は生じておりません。」（「回答」3項）と断定しておられますが、その根拠を明らかにしていただきたいと思います。

3. CCCの採用と地域振興について

改めて言うまでもなく、地域の振興・活性化は、過疎と高齢化が進行する中、地域が生きていくための最大の課題の一つで、その取り組みとして、地域を支える人間の育成、地域産業の振興育成、地域インフラの整備が進められているところです。図書館はそれらすべてにかかわる自治体の中核的施設であり、武雄市の地域情報を持たず、図書館運営の経験がない東京の民間会社に運営を委託することは、地域振興に結びつかないのではないかと、これが私たちの投げかけた問題点です。

「回答」は、武雄市図書館スタッフの大部分が新規の地元採用であること、開館後飲食店や旅館・ホテルで最大5割売り上げが伸びたと聞いている、これは多大な経済効果であると述べています。これはCCCの商業施設が武雄市に進出したことによる経済効果かもしれないませんが数字的にも正しいでしょうか。税金による投資と税収効果、地域振興・経済効果についての具体的な説明を伺えれば幸甚です。

また、武雄市図書館の中にCCC経営の大型書店が出店したことで、競合する近隣の書店への影響について「回答」は次のように述べられています。

「従来から自治体が公立図書館を建設する際に、地元の書店に対する影響を懸念する声に対しては、『公立図書館は、市民の読書活動を推進する役割を果たすので結果的には書店の売り上げが低下するどころか販売実績が伸びる傾向にある』というのが一般的な見解でありました。図書館周辺の書店の声を聞きますと武雄市図書館オープン後の4月当初でこそ書籍売り上げの一時的な落ち込みはあったものの、その後は順調に推移し最近では微増の傾向にあると聞いております。」（「回答」3項）

ここで述べる公立図書館と書店にかかわる一般的見解が武雄市図書館にもあてはまるかは、実態を見なければ軽々に言えないことだと思います。公立図書館と一体となったCCC経営の大型書店の影響評価ですので、CCC及び行政の投資金額の明細と積算根拠、地元に対する経済効果に関し情報開示をし、説明責任を果たされるよう要望いたします。

その他にも、T-ポイントカード問題、図書館サービスの専門機能の継続性問題など課題は残りますが、以上、3点に絞り私たちの「見解」をまとめました。

最近、CCC増田宗昭社長は講演会で「(武雄図書館は、)名前は図書館だが、本のレンタル屋だ」と話されましたが、まさにそのコンセプトで武雄市図書館はリニューアル開館されたのだと思います。「あすか会議 2013」2013. 7. 6) また、新聞社の取材に応じてCCCの図書館カンパニーの高橋聡社長が、「投資を回収するには、武雄のような図書館が10館以上必要です。」(朝日新聞 2013. 9. 11) と述べています。

CCCはその後、多賀城市を始め全国の市町村に武雄市図書館をモデルとした指定管理者の特命受注の営業展開をしているようです。初期投資を回収するため、公立図書館や大学図書館は新しい市場として有望だと経営判断をしていると思われます。他の有力な民間会社も、利益が出る市場だと判断すれば新規参入するのではないのでしょうか。「回答」には次のように述べています。

「そのノウハウは、直営だけでは実現できず、行政と民間のノウハウを複合的に活用して初めて実現するものとして取り組んでまいりました。その利用者側に立った新しい図書館サービスを求めて全国から多くの方々が武雄市図書館を訪れていただいているものと拝察しております。」
(「回答」6項)

公立図書館と営業施設である書店・レンタル店とを複合させることは、おっしゃるように直営だけでは出来ないでしょう。しかし、「書店が図書館を食いものにしている」と言う声も聞かれます。公立図書館の運営については図書館法や「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成24年12月19日文科科学省告示第172号)などの法令に準拠することが義務付けられています。マスコミ報道や、最近発行された図書館を解説する本では「読書アミューズメント施設」への転換を目指したとあります。(東京新聞 2013. 1. 9、「図書館のすべてがわかる本4」p34)

以上、武雄市が図書館法に準拠しない施設を目指すならともかく、直営による理想の図書館の実現は無理と判断され、企画段階からCCCの営業施設を取り入れたことは、図友連として理解できないところです。私たちは、公立図書館を支援する市民団体として「私たちの図書館宣言」に述べた理想の図書館づくりを目指していきたいと思えます。しかし、

これまでマイナーな分野であった公立図書館がマスコミに取り上げられるなど、『民主主義の砦』として図書館をどう振興・発展させるか?』という基本的な課題に対して、問題提起していただいたことに感謝申し上げます。これからも武雄市図書館の状況を注意深く見守り、武雄市との意見交換を通じて実りある成果が生まれることを期待しています。

以上

【連絡先】 福富洋一郎

※本文書に記載されている住所等連絡先は、ネット掲載分は個人情報保護の観点から伏せていただきます。お問い合わせは図書連事務局まで。